WIPO PCT
The International Patent System
WORLD INTELLECTUAL PROPERTY ORGANIZATION

PCT NEWSLETTER

https://www.wipo.int/pct/ja

2025 年 7-8 月号 | No. 07-08/2025

PCT ニュースレター日本語訳では、PCT NEWSLETTER (英語版) の翻訳を提供しています。
PCT アップデート (PCT Information Update) の詳細、PCT セミナーカレンダー、PCT 手数料表、PCT 締約国一覧につきましては、英語版をご参照下さい。また、記載される内容は英語版が優先します。

国際事務局に対する手数料支払用の銀行口座情報が変更 (リマインダ)

2025 年 7 月 1 日から、銀行口座への振込による支払い (スイスフラン、米国ドル、又はユーロ建ての支払い) に必要な WIPO 銀行口座の銀行名と振込先口座情報が変更されました。今後は WIPO との全てのお取引において、これまでの振込先口座情報を更新され、新しい IBAN、SWIFT コードと銀行名をご使用下さい。

更新された銀行口座情報は、以下の通りです。

スイスフラン (CHF)

口座名義:	WIPO
住所:	UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND
IBAN:	CH77 0024 0240 FP10 1035 6
Swift:	UBSWCHZH80A

口座名義:	WIPO / OMPI
銀行名:	SWISS POST/Postfinance, Engelhaldenstrasse 37, CH-3030 Bern
IBAN:	CH03 0900 0000 1200 5000 8
Swift:	POFICHBE

米国ドル (USD)

口座名義:	WIPO
銀行名:	UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND

近日開催予定の PCT セミナー、ウェビナーや他の PCT 関連イベントをお見逃しなく。
詳細は今月号の PCT セミナーカレンダーをご覧下さい。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

IBAN: CH24 0024 0240 FP10 2324 1
Swift: UBSWCHZH80A

ユーロ (EUR)

口座名義: WIPO
銀行名: UBS SWITZERLAND AG, ZURICH, SWITZERLAND
IBAN: CH67 0024 0240 FP10 2324 3
Swift: UBSWCHZH80A

当変更に関する詳細な情報は、WIPO ウェブサイトの以下のページにてご確認下さい。

https://www.wipo.int/ja/web/paying-for-ip-services/pct-fees

旧口座への支払いは、移行期間中は引き続き受け付けます。

オンライン決済の方法や各支払方法に対応する通貨に変更はありません。

WIPO に対する PCT 手数料の支払いに関する情報は、以下のリンク先をご参照下さい。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/fees/index

詳細やお問い合わせは、以下のリンク先までご連絡下さい。

https://www3.wipo.int/contact/en/area.jsp?area=finance

PCT 実施細則の改正

PCT に基づく実施細則の改正が、2025 年 7 月 1 日から発効しました。

実施細則の改正版は、英語、フランス語、スペイン語に加え、日本語とロシア語でも PDF 形式で以下のリンク先から利用可能です。

https://www.wipo.int/ja/web/pct-system/texts/index

ページ右上の言語選択アイコンから、希望の言語を選択できます。

英語とフランス語の条文は、それぞれ以下のリンク先にて HTML 形式でも利用可能です。

https://www.wipo.int/en/web/pct-system/texts/index

https://www.wipo.int/fr/web/pct-system/texts/index

国際出願の電子出願と処理

ボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関が電子形式による国際出願の受理及び処理を開始

受理官庁としてのボスニア・ヘルツェゴビナ知的財産機関は、PCT 規則 89 の 2.1(d) 及び 89 の 2.2 に基づき、2025 年 10 月 1 日から電子形式による国際出願の受理及び処理を開始する旨を国際事務局 (IB)

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

に通知しました。当該官庁は、ePCT 出願を利用して電子形式で提出される国際出願を受理します。適用される手数料表の項目 4 に表示された電子出願の手数料減額は、手数料表 I(a) に記載されています。

電子形式による国際出願の提出に関する当該官庁の要件や運用を含む通知は、2025 年 7 月 17 日付の公示 (PCT 公報) に掲載されました。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (BA) が更新されました)

韓国知的財産庁 (KIPO) - 電子形式による国際出願の提出に関する要件及び運用

韓国知的財産庁 (KIPO) は、ePCT 出願により提出される国際出願をすでに受理しています。当該官庁は、国際出願の提出や関連書類の電子形式による提出に関する当該官庁の要件と運用を含む通知を更新しました。詳細は、2025 年 7 月 17 日付の公示 (PCT 公報) をご参照下さい。

http://www.wipo.int/pct/en/official_notices/index.html

(PCT 出願人の手引 附属書 C (KR) が更新されました)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に基づく官庁からの通知

2024 年 7 月に開催された PCT 総会において、PCT 規則 89 の 2.1 の改正が採択されました。この改正により、国際事務局 (IB) 以外の官庁は、(出願人に対し) 国際出願又は出願後に提出される中間書類を電子形式のみで提出することを要求したり、紙で提出された中間書類について、2 か月以内に電子形式で再提出することを要求することが可能となりました。2025 年 7 月 1 日に発効した新規則 89 の 2.1(d の 2) は、以下の通り定めています。

> 「(d) 項の規定に基づいて通知を行った国内官庁又は政府間機関であって国際事務局以外のものは、国際事務局に対し、国際出願が電子形式又は電子的手段によって行われる場合にのみ国際出願を受理することを通知することができる。国際事務局は、当該項に基づいて行う通知を公報に掲載する。」

BR (ブラジル)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、国立産業財産機関 (ブラジル) は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 3 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (BR) が更新されました)

IR (イラン)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、知的財産センター (イラン・イスラム共和国) は、受理官庁としての役割において、2025 年 10 月 1 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

(PCT 出願人の手引 附属書 C (IR) が更新されました)

NZ (ニュージーランド)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、ニュージーランド知的財産庁 (IPONZ) は、受理官庁としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (NZ) が更新されました)

SA (サウジアラビア)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、サウジ知的財産機関 (SAIP)は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (SA) が更新されました)

TR (トルコ)

PCT 規則 89 の 2.1(d の 2) に従い、トルコ特許商標庁 (Turkpatent) は、受理官庁、国際調査機関及び国際予備審査機関としての役割において、2025 年 9 月 24 日から、国際出願や関連する中間書類が電子形式又は電子的手段により提出される場合にのみ、それらの書類を受理する旨を国際事務局に通知しました。

(PCT 出願人の手引 附属書 C (TR) が更新されました)

PCT アップデート

AL: アルバニア (電話番号、電子メールとインターネットアドレス、FAX 機の使用停止)
AP: アフリカ広域知的財産機関 (ARIPO) (手数料、FAX 機の使用停止)
AT: オーストリア (手数料)
BR ブラジル (手数料)
HU: ハンガリー (手数料)
MU: モーリシャス (電子メールアドレス)
OM: オマーン (管轄国際調査及び予備審査機関)
PL: ポーランド (国際公開後の仮保護)
SE: スウェーデン (国際型調査に関する規定、国際公開後の仮保護)
SG: シンガポール (国際出願の写しの提出)

調査手数料及び国際調査に関連するその他の手数料 (一部の官庁)

2025 年 8 月 1 日から、ユーラシア特許庁 (EAPO) が実施する国際調査について、ユーロで支払う換算額が変更されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

2025 年 8 月 7 日から、国立産業財産機関 (ブラジル) が実施する国際調査について、スイスフラン、ユーロ、米国ドルで支払う換算額が変更されました。

同日から、当該機関が実施する国際調査について、ブラジルレアルで支払う料金も変更されました。新料金と同じく変更されたその他の手数料の料金を、以下に表示します。

調査手数料:	2,510 ブラジルレアル (オンライン)
追加調査手数料:	2,010 ブラジルレアル (オンライン)
異議申立て手数料:	1,810 ブラジルレアル (オンライン)
遅延提出手数料:	260 ブラジルレアル (オンライン)
書類 1 件あたりの写しの手数料:	0 ブラジルレアル (オンライン)

2025 年 9 月 1 日から、以下の官庁が実施する国際調査について、下記に特定した通貨で支払う換算額が変更になります。

カナダ知的財産庁	米国ドル
中国国家知識産権局 (CNIPA)	ユーロ
欧州特許庁 (EPO)	中国人民元
インド特許庁	スイスフラン、ユーロ
シンガポール知的財産庁	スイスフラン、ユーロ、日本円、韓国ウオン、米国ドル
イスラエル特許庁	米国ドル
韓国知的財産庁	米国ドル

同日から、国際調査機関 (ISA) としてのシンガポール知的財産庁に対し、シンガポールドルで支払う以下の手数料の料金も変更になります。

調査手数料:	2,350 シンガポールドル
追加調査手数料:	2,350 シンガポールドル
補充調査手数料:	2,350 シンガポールドル

新料金は、手数料表 I(b) に表示されています。

(PCT 出願人の手引 附属書 D (BR、CA、CN、EA、EP、IL、IN、KR、SG) が更新されました)

予備審査手数料及び国際予備審査に関連するその他の手数料 (国立産業財産機関 (ブラジル)、シンガポール知的財産庁)

2025 年 8 月 7 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としての国立産業財産機関 (ブラジル) に対し、ブラジルレアルで支払う以下の手数料の料金が変更されました。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

予備審査手数料: 930 ブラジルレアル (オンライン)

追加予備審査手数料: 540 ブラジルレアル (オンライン)

異議申立て手数料: 1,810 ブラジルレアル (オンライン)

遅延提出手数料: 260 ブラジルレアル (オンライン)

国際予備審査報告で引用される
文献の写しの手数料: 0 ブラジルレアル (オンライン)

国際出願の一件書類に含まれる
書類の写しの手数料: 0 ブラジルレアル (オンライン)

2025 年 9 月 1 日から、国際予備審査機関 (IPEA) としてのシンガポール知的財産庁に対し、シンガポールドルで支払う以下の手数料の料金が変更になります。

予備審査手数料: 900 シンガポールドル

追加予備審査手数料: 900 シンガポールドル

(PCT 出願人の手引 附属書 E (BR、SG) が更新されました)

補充調査手数料 (シンガポール知的財産庁)

2025 年 9 月 1 日から、シンガポール知的財産庁が実施する補充国際調査について、シンガポールドルで支払う料金が変更になります。新料金は 2,350 シンガポールドルです。

同日から、当該官庁に対し支払う補充調査手数料のスイスフランでの換算額も変更になります。新料金は 1,458 スイスフランです。

(PCT 出願人の手引 附属書 SISA (SG) が更新されました)

PCT 関連資料の最新/更新情報

PCT 会合

国際機関会合

第 32 回 PCT 国際機関会合は、2025 年 10 月 29 日から 31 日までオンライン会合の形式で開催されます。本会合の作業文書は、WIPO ウェブサイトに掲載されています。

https://www.wipo.int/meetings/en/details.jsp?meeting_id=88990

日本語の出版物

2025 年 7 月 1 日から発効した以下の出版物の全文が、日本語版 PCT 関連資料ページにて利用可能になりました。

– 特許協力条約に基づく実施細則

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ja-texts-ai.pdf

– 国際調査及び予備審査ガイドライン
https://webcms.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ja-texts-ispe.pdf

ロシア語の出版物

2025 年 7 月 1 日から発効した以下の出版物の全文が、ロシア語版 PCT 関連資料ページにて利用可能になりました。

– 特許協力条約に基づく実施細則
https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ai.pdf

– PCT 受理官庁ガイドライン
https://www.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ro.pdf

– 国際調査及び予備審査ガイドライン
https://webcms.wipo.int/documents/d/pct-system/docs-ru-texts-ispe.pdf

PCT 及び ePCT に関する巡回セミナーが米国で開催

WIPO は、PCT 及び ePCT に関する 1 日セミナーを 4 回、米国特許商標庁 (USPTO) と共催します。各セミナーは、PCT の経験のある特許代理人、弁理士、外国出願の専門家、パラリーガルを対象としており、PCT の最新動向情報や WIPO と USPTO の専門家による PCT 手続に関するベストプラクティスのキーポイントを参加者に紹介します。セミナーの参加は無料で、ハイブリッド形式で実施され、現地参加者には実践的でインタラクティブなセッションが予定されています。

セミナーは、以下の日程で開催されます。

– 2025 年 9 月 12 日 (金曜日)	USPTO Western Regional Outreach Office, San Jose, California
– 2025 年 9 月 16 日 (火曜日)	USPTO Rocky Mountain Regional Outreach Office, Denver, Colorado
– 2025 年 10 月 24 日 (金曜日)	USPTO Southwest Regional Outreach Office, Dallas, Texas
– 2025 年 10 月 28 日 (火曜日)	USPTO Midwest Elijah J. McCoy Regional Outreach Office, Detroit, Michigan

全開催地にて同様のプログラムとワークショップが実施されます。プログラムを含む詳細は、以下のリンク先をご利用下さい。

https://www.wipo.int/web/pct-system/w/news/2025/patent-cooperation-treaty-pct-and-epct-seminar

上級者向け PCT セミナーが WIPO 本部で開催

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

上級者向け PCT セミナーが、2025 年 10 月 13 日と 14 日にジュネーブの WIPO 本部にて開催予定です。例年通り、プログラムは、国際事務局から特許・技術セクターの経験豊富な職員と米国特許商標庁からの講演者により実施されます。本セミナーは、特許管理を行う事務職員、パラリーガルやすでに PCT 制度を理解しているユーザを対象としています。初日はハイブリッド形式で実施され、 2 日目は、現地参加者に法律や手続に関する実践的なワークショップ、ePCT clinic や PCT オペレーションチームへの訪問が予定されています。

オンライン登録に関する詳細やセミナーの詳細な情報を提供するリンクは、近く PCT セミナーカレンダーに掲載予定です。

実務アドバイス

代理人が受理官庁としての国際事務局に対し出願人を代理する資格を有する旨を表示すること

Q: 米国の代理人が、カナダ国民且つ居住者であるクライアント（共同出願人なし）を代理して、ePCT を利用して受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に PCT 出願することができますか？

A: PCT 規則 83.1 の 2(a) は、PCT 出願について受理官庁としての国際事務局（IB）に対し代理人として業として手続をとる資格を有する者を定めています。具体的には、出願人（又は二人以上の出願人がいる場合、少なくとも一人の出願人）がその居住者若しくは国民である締約国の国内官庁又はその締約国のために行動する国内官庁に対し業として手続をとる資格を有する者に、その権能を付与しています。特定の国内又は広域官庁に対し業として手続をとる資格を有する者に関する決定は、PCT 規則 90.1 に基づき各官庁が行います。この実務アドバイスのケースでは、代理人のクライアントはカナダ国民且つ居住者であることから、代理人として行動するためには、カナダ特許庁に対し業として手続をとる資格を有する必要があります。

ePCT を利用して RO/IB に PCT 出願する場合、ePCT は、代理人が関連官庁に対し業として手続をとる権能を有しているか否かを検証し、ユーザに対しチェックボックス「この代理人は次の受理官庁に対し業として手続をとる権能を有している」に✓印を付し権能を有する旨を確認するよう指示します。

代理人が受理官庁に対し行動する資格を有することを確認することは、出願人の責任となります。従って、方式的欠陥について出願を審査する際、RO/IB は通常、特定の代理人の登録情報に関して国内登録簿を確認したり、ある特許代理人事務所が欧州特許庁に対し業として手続をとる資格を有するものとして登録されているか否かについて、欧州特許庁の登録簿を確認することはありません。但し、RO/IB が、関連する国内又は広域官庁に対する代理人の権能に疑義を抱く例外的な場合には、代理人として登録されている又は業として手続をとる資格を有すると代理人が主張する国内官庁又は広域官庁と可能な限り連携し、代理人に関する情報を確認します。

RO/IB 自身による審査を通して、又は国内官庁若しくは第三者からの異議を受け、PCT 規則 83.1 の 2(a) に基づき、代理人が出願人を代理する権利を有しないと明らかになった場合には、RO/IB は、職権行為で代理人の権限を「通知のためのあて名」に訂正します。

代理人は、受理官庁が代理人の表示が誤りであると指摘していない場合であっても、国内段階において最終的に指定官庁がその表示を疑問視する可能性があることを念頭に置いておく必要があります。従って、出願時に代理人の表示が正しいことを確認することが重要です。

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY

この実務アドバイスのケースのように、代理人が出願人を代理する権利を有しない場合には、自身を「通知のためのあて名」として表示するか、カナダ特許庁に対し行動する資格を有する代理人を選任するようクライアントに提案するかのいずれかを検討すべきです。「通知のためのあて名」と表示することにより、代理人は PCT 規則に準拠しつつ、継続して通信を管理することが可能となります。

本トピックに関する詳細な説明は、以下の PCT ニュースレターに掲載された「実務アドバイス」をご参照下さい。

- 出願人が PCT 出願を行える出願先と代理人資格者

 PCT ニュースレター2024 年 2 月号

- 受理官庁としての国際事務局に対し業として手続をとる資格 (国際出願が他国の出願人に譲渡される場合)

 PCT ニュースレター2020 年 6 月号

- 特に署名権者ではない者による ePCT を利用した国際出願の提出及び管理

 PCT ニュースレター2017 年 5 月号

WIPO FOR OFFICIAL USE ONLY